

自然崇拜

——ナチス・ドイツの自然観——

鈴木 覚

はじめに

現在、「環境先進国」といえばドイツの名がすぐに思い浮かぶ。ドイツは環境に対する政策や国民の意識が進んでいる国とされる。だがこれは現代に始まったことではない。例えば、アルド・レオポルド (1897-1948) といえば、アメリカの自然保護運動の先駆者であるが、彼にもドイツの影響があるという ([4] 120-121)。以下、括弧内の数字は末尾の参考文献番号・参照頁とする)。レオポルドは一九三五年、ドイツへと渡り、そこで自然保護運動に強く共感したという (推測の域を出ないが、その共感に、彼が祖父の代に渡ってきたドイツ系アメリカ人であったということも影響しているかもしれない)。アメリカに帰った彼は、「土地倫理」という生態系中心主義、生命中心主義の思想を提唱する。この土地倫理の提唱によって、周知の通り、彼は現在、環境倫理学の父と呼ばれるようになっていく。

レオポルドがドイツに渡った理由は、彼の元々の職業が森林官であり、当時のドイツが林業の先進国であったからである。

当時のドイツはナチス政権下 (1933-45) である。ナチス・ドイツといえば、破壊のイメージがつきまとうが、自然保護に関しては、一九三五年にドイツで最初の統一的な自然保護法、「帝国自然保護法」を成立させている。保護と破壊は当然のことながら相反する。これらはナチス・ドイツにおいて、どのように結びつけていたのだろうか。この問題の解明が小論の主題である。この問題は、保護すべき自然とはどんなものか、ナチス・ドイツの自然観を探るなかで解かれるであろう。

一 帝国自然保護法

「帝国自然保護法」序文を引用する。

「かつてと同じく今日、山野の自然は、ドイツ民族にとつて憧れであり、喜びであり、保養である。／＼郷土の景観はかつてと比べて根本的に変化し、景観を覆っていた植物は、集約的な農林業、一面的な耕地整理、そして針葉樹植

林によって様相を一変した。郷土の景観の持ついた自然の生命空間とともに、森林と草原に生命を与えていた多種多様な動物界も消滅した。／この展開は、多くは経済的な要請であった。しかし今日、ドイツの景観のかかる変化の持つ理念的、さらにはまた経済的な損失は明確になっている。／世紀の変わり目頃に生まれた『自然記念物育成

Naturdenkmalpflege』は、本質的な政治的世界観の諸前提が欠けていたために、部分的な成果しかもたらすことができなかつた。ドイツ人を改革することによって初めて、有効な自然保護のための諸前提が生み出されたのである。／ドイツ帝国政府は、最も貧しい国民同胞にもドイツの自然美への共感を保障することをその義務と考える。従って帝国政府は、以下の帝国自然保護法を決定し発布する。』
〔4〕:109-110〔訳語を若干変更した〕

条文では、自然記念物（天然記念物）、自然保護地域、景観保護地域、保護された景観構成部分といった自然保護カテゴリーの明瞭な体系化、景観全体の包括的な保護の要請の他、自然保護官庁と助言的自然保護機関の設置もうたわれている。この自然保護行政組織については、同法の成立に先立って、自然保護事務が帝国の管轄に移されており、また、自然保護の専門機関（つまり、研究・教育・政策提言機関）として帝国保護局が設置されている〔5〕:22-23〕。

帝国自然保護法制定まで、ドイツでは次のような動きがあつ

た。

- 一八九九年 ジーベンゲベルゲがドイツで最初の自然公園に指定される
- 一九〇二年 「景観として傑出した地区の醜悪化に対する法律（景観保存法）」制定（プロイセン）
- 一九〇六年 国家天然記念物保全局設置（プロイセン）
- 一九〇七年 「集落および景観として傑出している地区の醜悪化に対する法律（景観保存法）」制定（プロイセン）
- 一九一九年 ワイマール憲法制定
第150条第1文「芸術、歴史、及び自然記念物並びに景観は、国の保護と育成を受ける」
- 一九三三年 動物保護法制定
- 一九三四年 帝国狩猟法制定
- 一九三五年 帝国自然保護法制定

このように、自然保護法制化の動きはナチスが政権を獲得する以前から存在したが、統一的な法を成立させたのはナチスが始めてである。北山雅昭は、帝国自然保護法によって初めて、「自然（資源）の維持と育成は、統一的な、実体法・手続法上の基礎を得た」と言い〔4〕:84、「この法律は、内容的にみてドイツの自然保護法発展史上、大きな意義をもっている」と評価している〔5〕:23〕。

法律を成立させる手続の上では、ナチスが独裁政権であったことが、有効に働いたとはいえよう。一九三三年、ナチスは、「民族および国家の窮状を除去するための法律」、いわゆる全権委任法を成立させている。この法律によつて政府は、議会によらずとも政府だけで法律を議決することができ(第一条)、また政府の議決による法律は憲法に反することができた(第二条)([9]:59)。この全権委任法の枠組みの中で、自然保護法も成立した。

ではなぜナチスは自然保護法を成立させたのであろうか。西村貞裕は、実際の適用が不十分であったこと、ナチスの権力者たちが、制定後ほどなく、それに対する関心を失つていったこと、などをもとに、成立の理由を、大衆の支持を得るため、としている([9]:59)。しかしそういう理由があつたとしても、自分たちの思想信条に合致しないものまでも、受け入れ、法律として制定することはないのであろう。ナチスの側にも、その法律を受け入れるだけの自然に対する考え方があつたと考えるのが自然である。一九三三年の動物保護法制定につながる、「新しい園においては、もう動物虐待は行われることがあつてはならない」というヒトラーの言葉も、彼が菜食主義者であつたことを考えるならば、ただの人気取りの言葉として片付けるわけにはいかないように思える([16]:59)。

二 当時の自然保護論者たちの主張

ドイツで最初の統一的な自然保護法である帝国自然保護法が、なぜナチス政権下で成立し得たのか、この問題を検討するために、まずは当時の自然保護論者たちの主張に目を向けたい。そこから浮かび上がってくるのは、自然保護思想と、優生学ないしは人種主義との関係である。

ヴァルター・シェーニヒェン(雑誌「自然保護」の一九二七年以来の編集者で、帝国自然保護局の初代長官)は、ナチス党の機関誌「民族の観察者」に公表した論文、「国民的ドイツにおける自然保護」において、自然保護を「ドイツの魂を健全に保つために」不可欠なもの、ドイツの景観はドイツ民族固有のゆりかごであり、「純潔な郷土の土地から湧き出る非合理的諸力を我が国民のために生き生きと有効に維持するために」こそ、自然保護地域が必要であるという([2]:8)。そして別の論文ではシェーニヒェンは、「墮落した要素(犯罪者、梅毒患者等々)を生殖から排除し、婚姻の許可を健康の証明にかからしめ、……種族衛生的に最も価値のある無数の婦人が母親になることに参加するように、社会的諸条件を改革」すべきとの優生学的発言をしている([5]:27)。

シェーニヒェンに限らず、ハンス・シュヴェンケル(シェーニヒェンのあとを継いだ「自然保護」の編集者)も、自然(郷土)保護と優生学思想を持ち合わせており、「郷土保護は、文化の優生学である」、「重要なことは、民族を健全に保つことで

ある。……われわれは、高貴な血統、高貴な天分、高貴な有能さ、高貴な能力を必要としている」と言っている ([5]:27)。

さらに、ハンス・クローゼ (帝國自然保護法の法案を取りまとめ、一九三八年からシェーニヒェンの後継者として帝國自然保護局長官) は、生命法則の研究と生物学の授業だけが、人種理論の主たる担い手であり、自然保護地域は、自然保護教育に視聴覚教材を提供するものであって、青少年は、その棲息域で動植物界を自ら観察できなければならない、としている ([5]:27-28)。

三 生命法則

先に出てきた「生命法則」という言葉は、藤原辰史によると、当時、人種から自然、農法に至るまでを包括する語であったという ([10]:96)。食糧・農業大臣リヒャルト・ヴァルター・ダレーは、バイオ・ダイナミック農法 (BD農法) のより適切な呼称として、「バイオ・ダイナミック」に換えて「生命法則」を用いるべきだと言っている ([10]:91-92)。BD農法とは、ルードルフ・シュタイナーの一九二四年の講演に端を発する有機農法のこと、農場を、さまざまな生命体——生け垣、沼地、作物、家畜、人間など——が共生するひとつの閉じた「有機体 Organismus」な「個体 Individualität」とみなし、工場で大量生産される化学肥料の使用を、その「有機体」の循環を壊すものとして拒否し、かわりに農場内の家畜の糞尿を加工した

有機肥料を用いるものである ([10]:10)。また、人種主義的な使用例としてダレーの次の言葉がある。

「ユダヤ人は永遠に生きる。それは決して『選ばれし民』だからではない。最高級の一貫性と強固さをもって、ユダヤ人の民族性をユダヤ人の種の法則および生命法則に服従させているからだ。ユダヤ人の種の法則は、健康で種の異なる人種に吸い付く寄生虫根性であり、吸い尽くした民族からまた別の健康な民族へと漂う漂流本能である。すなわち、ユダヤ人の法則は、あらゆる非ユダヤ人をみずからに従わせ、それによってこの世界の支配権を得るといふ、抑制しがたい支配欲なのだ。／ユダヤ人たちがその民族性をその諸法則およびその民族性の生命諸法則に服従させつつけてきたのと同じ一貫性と強固さをわれわれがもち、われわれの生存任務とわれわれの種の生命諸法則に、すなわち、われわれのゲルマン的民族性に、みずから従わせるときにはじめて、われわれドイツ人は、ユダヤ人に打ち克つてある。／我が民族の諸法則は、榮譽と祖國。／我が民族の生命諸法則は、次の言葉にまとめられる。すなわち、血と土。／血と土は、われわれの運命だ。／血と榮譽は、我々の法則だ。」 ([10]:92)

ナチスの「生命法則」という語について、藤原は次のようにまとめている。

「いわゆる狭義の『人種主義』では捉えきれない『生態学的』な意味合いがナチスの人種主義にはつねにつきまともっており、『生命法則』という語にはまさにこうしたあり方が込められているのである。これは、冷徹な大量殺戮へと連なるナチスの『人種主義』が、決して生命感覚の鈍麻から生じたものではなく、むしろ『生命』の充溢と氾濫と過剰から生まれていることを意味している。ユダヤ人の『生命』を『もの』のように処理する精神を支えていたものは、ドイツの農場、農法、農民、土壌をいかに細部に至るまで『生命力』のみなきつたものにしていくか、という溢れんばかりの生命観だったのである。」〔10〕:96-97)

三 ドイツ・ロマン主義の生命観

生命および生命法則がキーワードとして出てきた。この語を理解するために、時代をさかのぼって、ドイツ・ロマン主義の自然観を見ておくことにしたい。ドイツ・ロマン主義では自然が一つの生命と捉えられる。ここでは、ヘーゲル『精神現象学』のなかの生命論を見ていきたい。ヘーゲルは青年期に、ドイツ・ロマン主義の諸思想に近づき、後に離れるが、その生命観は自己の体系内部に取り込んでいる。

「近代ドイツに興隆したロマン主義が再発見した自然は、

悟性（科学的な知）によって支配される客体としての対象ではなくて、それ自身のうちに自己産出力を秘めた『生命 (Leben)』に他ならなかった。ロマン主義は復活したスピノザの汎神論とも結びついて、因果法則に従って機械のごとく運動するかのように見られてきた自然のうちに、生き生きと流動する生命即有機体を看取しようとしたのだ。一八世紀末に形成されたドイツ『自然哲学』は、そのような『生命』概念を中軸に据えて、自然への新たな視角を獲得する。ヘーゲルもまたそのような哲学的趨勢のなかで、『生命』概念を自らの哲学形成のうちに導入する。」〔2〕:123)

ヘーゲルは生命論を彼特有の弁証法にしたがって展開している。すなわち、統一、区別、再統一、の展開である。まず統一の側面から見ていきたい。

「生命の本性が形づくる円環は次の諸契機において完結している。(第一に)本質であるものは、あらゆる区別項が止揚されてあることとしての無限性であり、運動ではあっても、純粹な軸回転運動であり、絶対に不安定な無限性でありながら自分自身安らいであり、運動にさいしての区別項を解消させているところの自立性自身であり、空間としてのしつかりとした形態をも具えていながら、時間の單純な本質として自同的であるものである。」〔13〕:175)

最後に再統一の側面である。

ここでは生命は、その全体論的、普遍的な性格を強調される。「区別項」とは個々の生命個体のことである。普遍的な生命からすれば、生命諸個体間の区別は、区別でない区別、解消される区別である。すべての生命個体は一つの生命のうちに統一されてある。

次に区別の側面である。

〔第二には〕区別項はこの単純で普遍的な媒体においてあるにしてもやはり区別項として存在する。なぜなら、この普遍的な流動性とその否定的な本性をもっているのは、ただそれが区別項の止揚であることのみよっているが、もし区別項が存立をもつていないとすると、この流動性としても区別項を止揚することはできないからである。だがまさにこの流動性こそ自同的な自立性としてそれ自身、区別項をして存立させるものであり、言いかえると区別項の基礎に立つ実体であり、したがってこの実体においては区別項は区別せられた分肢として、また各自自分だけである部分として存在する。』(〔13〕:175)

ここでは先には否定された生命個体の存在が強調される。普遍的生命が生命個体の止揚として存在する限り、止揚する生命個体が存在しなければ、普遍的生命も存在しえない。生命個体は全体にとつての分肢としてその存在が確保される。

「だから〔第三には〕(分肢の)存在と言っても、もはや存在だけを抽象したものを意味するのではないし、また分肢の純粹本質態と言つても、普遍性だけを抽象したものを意味するのではなく、分肢の存在がそのまま純粹な自己内運動のみの単純で流動的な実体なのである。そうしてこれら分肢相互の区別がおよそ区別として存立するのも、無限性ないし純粹運動自身の諸契機がもつ限定においてのことであつて、これ以外のいかなる限定においてのことでもなす。』(〔13〕:175-176)

ここでは生命を、普遍的生命としてだけ見る一面性と、生命個体としてだけ見る一面性の、両一面性がともに否定され、生命が両側面の統一体であることが示される。

今見た生命論のなかでも注目しておきたいのは、生命を普遍的、全体論的に捉える見方である。これがドイツ・ロマン主義の伝統としてあつた。そして生命法則としてドイツに入ってくるのが、ダーウィンの進化論である。

四 ヘッケルの思想

普遍的生命は、諸々の生命個体を生成生滅させることによつてみずから存在させる。生命はこうした運動、すなわち、生

命過程であることによつて、時間の流れをもつ。生命は共時的だけでなく、通時的にも統一的に捉えられる。

この通時的統一性という点で、画期的だったのが、種の多様性を自然選択説によつて説明する、ダーウィンの『種の起源』(1859)であった。

「どの種でも生存していかれるよりずっと多くの個体が生まれ、したがって頻繁に生存闘争がおこるので、なんらかの点でたとえわずかでも有利な変異をする生物は、複雑でまたときに変化する生活条件のもとで生存の機会によりめぐまれ、こうして、自然に選択される。遺伝の確固たる原理にもとづき、選択された変種はどれもその新しい変化した形態をふやしていくことになる。」(81:15)

ダーウィン進化論のドイツでの普及活動に積極的に取り組んだのが、エルンスト・ヘッケル(1834-1919)である。ダーウィンの理論は、ヘッケルにとつて、生命の過程を統一的に見ることを可能にする説得力をもった理論であった。彼の関心が統一にあったことは、一八六三年に行われた、ダーウィン進化論を紹介する講演からも伺える。その中で、ヘッケルは次のように言う。

「それ〔ダーウィン理論〕が実際に世界観全体を変化させる認識に関係するものであることは、ダーウィンの創造

史(Schöpfungsgeschichte)の内容をまだ知らない人たちも、その根本の考えが次のように要約されるものであることを知るならば、ただちに理解されるでしょう。すなわち、『こんにちなお生きているさまざまの動物や植物も、いつなりと地球上に生存した全生物も、われわれが幼いころから思いこまされてきたようにおのおのその種類のものとして独立に創造されたのではなくて、それらはいかに多様に異なつていても、全部がいくつかの僅かな、いやおそらく唯一の祖先型である極度に単純な原始生物から、長大きわまりない年月の間に徐々に発達してきたものである』と。(15:96、〔〕は引用者)

さて、ヘッケルと言えば、「エコロギー(Oekologie)」という語の造語者もしくは最初期の使用者として知られる。『有機体の一般形態学』(1866)において彼は次のように言う。

「エコロギーとは、生物とそれを囲む外界との関係を扱う総合的な学問と理解され、この外界には広い意味ではすべて『生存条件』が含まれうる。これらの生存条件は、生物的自然の場合もあるし、無機的自然の場合もある。両者ともに、前述したように、生物の形態にとつてはきわめて大きな意味をもっている。なぜなら、生物は、これらの条件に適應するように強いられるからである。」(9:106)

このエコロギー概念は、彼が主張する「一元論」の枠組みの中に位置づけられる。

「新たに成り立った進化論と、それと結合した一元論哲学ほど、一般の人の心を生き生きととらえ、われわれの重大な確信の中に深くはいつてきているものはありません。なぜなら、ただそれらよってのみ、『あらゆる問題中の問題』すなわち『自然界における人間の位置について』という根本的問題を解くことができるからです。人間はあらゆる事物を測る基準ですから、当然、すべての科学の究極の根本問題と最高の原理は、われわれの進歩した自然認識が人間自身に指定する自然界におけるその位置であらねばなりません。』(15) 122-123)

図式的ではあるが、ドイツ・ロマン主義の生命概念と、ダーウィン進化論が結びついたところに、ヘッケルの一元論が生まれたと言える。ただしダーウィンとヘッケルには重要な違いもあった。

「両者〔ダーウィンとヘッケル〕の差は、歴史のなかの行為主体を個々の生物個体と考えるか、それとも国家や民族・人種など集合的な実体と想定するかに根ざしている。ロマン主義以来のドイツの政治文化を深く吸いこんだヘッケルは、当然後者の立場であった。／民族や人種を一箇の生命

体と捉えるなら、進化も、当然ながらそれを単位として生起することになる。つまり、生存競争は個人対個人で争われるものではない。弱肉強食の闘争場に立ち現れるのは、民族や人種なのである。」(7) 257 () は引用者)

この違いによって、ヘッケルの思想は、直線的ではないにせよ、ナチズムに近づく。

プラムウエルは次のようにヘッケルの思想を整理している。

「ヘッケルは、……三つの重要な点でエコロジストであった。その第一は、彼が宇宙を統一された調和的な有機体と見ていたことである。宇宙も有機的存在物も同じ原子からつくられている。したがってそこから、すべてを物質と見るか精神と見るかはおもかくとして、彼の一元論が出てくる。第二は、彼が人間と動物は同じ道徳と自然の地位を占めていると信じており、人間中心ではなかったことである。第三は、自然が真理の源泉であり、人間生活の賢明な指針となるという信条を説いたことである。人間社会は、自然界の科学的観察によって提示される方向に沿って、再組織化されるべきであるという信条である。彼の影響力によって、エコロジズムは実行可能な政治的信条になっていくことができたのである。」(1) 71)

五 導き手としての自然

ブラムウェルによれば、ドイツ特有の自然観として、自然を、導き手、教師とする見方があるという。

「反植民地主義的で、宗教的に狂信的で、テロリスト的なルーマニア・ファシズムという除外しうる例外を除き、ヨーロッパのファシズム（いずれもプログラムを有していた）は、未来志向的でテクノロジ的な計画と都市開発を強調していた。フランスのような相対的に進んだ国々も、イタリアのような都市化の遅れた国々、あるいはスペインのようなテクノロジの面で遅れた国々もこの点で共通性があった。そしてドイツだけが、理論的にも、実践的にも、自然を哲学的導き手と考える伝統をもっているという意味で例外であった。」（[1]：266-267）

一般に、事実判断から価値判断を導き出すことは、自然主義的誤謬と呼ばれる。ただし、事実とされるものが、実際には、それ自体、価値的なものであった場合は、そこから価値判断を導き出すことは、論理的な誤謬はないと解釈できる。

ドイツ人にとつての自然も、そうした、価値を帯びた、一種の規範的概念であったと言える。先にヒトラーが菜食主義者であったことは述べたが、一九世紀末に起きたドイツの菜食主義運動における自然も、この種の自然であった。

「菜食主義は至高の原理を『自然』に見ていた。創始者のバルツァーらによれば、自然は神と一体であり、そして人間は自然の一員であった。人間が自然のなかにとけこんでいるかぎり、人間の生活は幸福であり、社会は平和であった。なぜなら、自然の提供する環境と食物に依るかぎり、身体は病気になることはなく、長命が可能だったからである。……自然からの乖離こそが諸悪の根源なのである。では、どうしてそのような乖離が生じたのか。その原因を、菜食主義は肉食の習慣に見る。生来、果食動物である人間が肉や刺激物など人工的な食物を摂るのは、自然に即した行動ではない。自然の法則に抗った結果、人間の身体と精神は救いがたく病んだのである。」（[7]：214）

ここで見た、人工的なものよりも「自然なもの」に価値を置く自然観はナチスにも共通する。

「ナチスの法律の原則には、啓蒙主義の古典主義的性質に対するロマン主義的感情の闘いという中心的なテーマの繰り返しがある——文化の害からどうしようも保護しなければならぬ真の自然とは、技術によって変えられ、それによつて（人間化された）自然ではなく、まだ現代の起源を示す未開拓で自然のままの自然である。」（[10]：163）

そして彼らは、自分たちが考えた自然のままの自然の姿を導き手としたのである。ここにおいて保護と破壊が結びつく。

「ナチスの『非情さ』は、自然界の模倣でもあった。まず第一に彼らは自然を牧歌的な桃源郷ではなく、道徳を超越した巨大な力とみた。第二にナチスは自らを自然の力と一体と考え、自然に内在する支配力と残酷さを模倣した。他民族の絶滅にあたり、ナチスはこう信じていた。『適者生存の鉄則が支配する自然界の作用を我らは単に少し早めるだけ』。強制収容所での人工淘汰は、自然淘汰の代替だった。」〔14〕:260)

さらにこの人工淘汰は、敗戦が決定的になると自分たちに向けられることになる。ヒトラーは、一九四五年三月一九日、ドイツ全土の産業基幹施設を破壊する焦土作戦を命令する（ネロ命令）。そしてこの時期、次のように言っている。

「戦争に敗北すれば、ドイツ民族も滅亡するのだ、この運命は避けられない。ドイツ民族に原始的な生活を今後つづけさせねばならぬという考えを基礎にして考慮を払う必要はない。その逆に、こんなものすら破壊してしまう方が良いのだ。」〔17〕:351)

六 死の欲動

先にヘーゲルの生命論を見たが、ヘーゲルがロマン主義の生命観にとどまり得ず、それを乗り越えざるを得なかったのは、ロマン主義の生命観では個性性が確保されないからである。ロマン主義の生命は、統一、区別、再統一というヘーゲル生命論の三段階における、統一の段階にとどまる。個体、区別項はもっぱら普遍的生命のうちに解消される。

この段階にとどまるロマン主義の生命観は、伝統的な概念で言えば、唯名論に対する実念論の立場、廣松哲学流に言えば、普遍を実体視する物象化的錯視の立場であると言える。ロマン主義は、本来実在しないはずの普遍それ自体を実在するものと見なし、それに憧れをいだく。この普遍への憧れは、自己を無化すること、死への憧れとなる。

「死へのこの憧れは、ドイツ文化の多くに確実に流れていて、ナチス時代からはるか以前にさかのぼる。ドイツ・ロマン派の詩を読むと、テーマの単調さにだれでもすぐに気づく。うっそうと茂る森の中を詩人が一人歩み死への憧れに圧倒される叙情詩がこれでもかと繰り返し返される。」〔14〕:267)

この死への憧れは、文明という人工的なものを嫌い、それを避け、自己の本源である普遍的生命のうちに帰りたいという欲

求の現れと見ることが出来る。

あるものを嫌うとき、それを避けるのではなく、否定し、破壊するというやり方もある。ナチスも自然のままの自然を理想とし、範とした。この自然崇拜を徹底させるならば、人工的なものは否定される。実際、彼らにどの程度自覚があったかは分からないが、結果的に彼らは文明という人工的なものの破壊者となった。

死への憧れ、文明の破壊、これらをよりよく理解するための理論が、おそらくはフロイトの「死の欲動（タナトス）」の理論である。

フロイトは、「欲動とは、生命のある有機体に内在する強迫であり、早期の状態を回復しようとするものである」(〔1〕:159)と言ひ、欲動の保守的な性格を認める。欲動はかつての状態に戻ろうとする。かつての状態とは、我々の脈絡では、第一には、文明の影響が及ぶ以前の状態である。人間には自然のままの自然を求める傾向がある。第二には、生命体として存在する以前の状態である。すなわち、死の欲動である。

「わたしはさまざまに思索した後、この欲動はすべての生物のうちで働いていて、その生物の生命を奪って、命のない無機物の状態に戻そうとするのだと考えるようになりました。ですからこの欲望は、まさしく死の欲動という名前で呼ばれるのがふさわしいのです。これに対してエロスの欲動は、生物の生きようとする努力を代表するもので

す。そして死の欲動が自分の特別な器官の力を使ってその生物の外部に、すなわち対象に向けられるときには、破壊欲動となります。」(〔12〕:28)

死の欲動は外へと向けられたときには破壊欲動となる。第一の自然のままの自然を求める傾向と結びついて、それは、自然が生存闘争の場として捉えられるときには、他民族、さらには自民族の絶滅に向かい、文明が反自然的なものとして捉えられるときには、文明の破壊に向かう。

保護と破壊という相反するナチスの行動を理解可能にするものが、「死の欲動」の概念であるとするならば、それは、現代の非人間中心主義的自然保護思想を理解する上でも一定の視点を与えてくれることになるだろう。人間自身が人間中心であることを否定するという不合理性はさまざまに批判されてきた。しかし死の欲動の表れと見るならば、理解可能となる。これについては別の機会に論じてみたい。

参考文献

- [1] アンナ・ブラムウエル著、金子務監訳『エコロジ―起源とその展開―』河出書房新社、一九九二年
- [2] 伊坂青司『ヘーゲルとドイツ・ロマン主義』お茶の水書房、二〇〇〇年
- [3] 尾関周二『ドイツと環境思想 (Ökophilosophie)』、『ドイツ語圏文化研究叢書』第二号、二〇〇六年

- [4] 北山雅昭「ドイツにおける自然保護・景観育成の歴史的發展過程と法―ライヒ自然保護法 Reichsnaturschutzgesetz vom 26.6.1935への道―」、『比較法学』第三卷、第二号、一九九〇年
- [5] 北山雅昭「自然保護の法と思想の比較研究をめざして―ライヒ自然保護法とナチズム研究のための覚書―」、『早稲田大学教育学部 学術研究（地理学・歴史学・社会学編）』、第四〇号、一九九一年
- [6] 佐藤恵子「エコロジの誕生・背景としてのE・ヘッケルの学融合的な思想」、『東海大学文明研究所紀要』、第二二号、二〇〇一年
- [7] 竹中亨『帰依する世紀末―ドイツ近代の原理主義者群像―』ミネルヴァ書房、二〇〇四年
- [8] ダーウィン著、八杉龍一訳『種の起源』（上）、岩波文庫、一九九〇年
- [9] 西村貴裕「ナチス・ドイツの動物保護法と自然保護法」、『人間環境論集』、第五号、二〇〇六年
- [10] 藤原辰史「ナチス・ドイツの有機農業―「自然との共生」が生んだ「民族の絶滅」」、柏書房、二〇〇五年
- [11] フロイト著、竹田青嗣編、中山元訳『自我論集』ちくま学芸文庫、一九九六年
- [12] フロイト著、中山元訳『人はなぜ戦争をするか―エロスとタナトス』光文社古典新訳文庫、二〇〇八年
- [13] ヘーゲル著、金子武蔵訳『精神の現象学』（上巻）、岩波書店、一九七一年
- [14] ポリア・サククス著、関口篤訳『ナチスと動物―ペット・スケープゴート・ホロコースト―』、青土社、二〇〇二年
- [15] 八杉龍一編訳『ダーウィニズム論集』岩波文庫、一九九四年
- [16] リュック・フェリ著、加藤宏幸訳『エコロジの新秩序―樹木、動物、人間―』、法政大学出版社、一九九四年
- [17] ワルター・ホーフアー著、救仁郷繁訳『ナチス・ドキュメント』ぺりかん社、一九八二年

（すずき・さとる 長岡工業高等専門学校）